

|            |   |                |         |        |
|------------|---|----------------|---------|--------|
| 奈良工業高等専門学校 | 開講年度  | 平成30年度(2018年度) | 授業科目    | 現代社会と法 |
| 科目基礎情報     |   |                |         |        |
| 科目番号       | 0047  | 科目区分           | 一般 / 必修 |        |
| 授業形態       | 講義  | 単位の種別と単位数      | 学修単位: 2 |        |
| 開設学科       | 物質化学工学科   | 対象学年           | 5       |        |
| 開設期        | 後期  | 週時間数           | 2       |        |
| 教科書/教材     | 細川幸一『大学生が知つておきたい生活のなかの法律』慶應義塾大学出版会/参考資料、プリントを適宜配布する |                |         |        |
| 担当教員       | 竹原 信也   |                |         |        |

### 到達目標

1. 刑事法に関する基本的事項を理解し、説明できる。
2. 民事法に関する基本的事項を理解し、説明できる。
3. 消費者法に関する基本的事項を理解し、説明できる。
4. 技術者と法(説明責任、内部告発、製造物責任等)に関する基本的事項を理解し、説明できる
5. 労働法に関する基本的事項を理解し、説明できる。
6. 経済法・会社法に関する基本的事項を理解し、説明できる。
7. 社会保障制度に関する基本的事項を理解し、説明できる。

### ルーブリック

|       | 理想的な到達レベルの目安                                       | 標準的な到達レベルの目安                               | 未到達レベルの目安                                  |
|-------|--|--|--|
| 評価項目1 | 刑事法に関する基本的事項を理解し、社会生活の中に活かすことができる。                 | 刑事法に関する基本的事項を理解し、説明できる。                    | 刑事法に関する基本的事項を理解していない。                      |
| 評価項目2 | 民事法に関する基本的事項を理解し、社会生活の中に活かすことができる。                 | 民事法に関する基本的事項を理解し、説明できる。                    | 民事法に関する基本的事項を理解していない。                      |
| 評価項目3 | 消費者法に関する基本的事項を理解し、社会生活の中に活かすことができる。                | 消費者法に関する基本的事項を理解し、説明できる。                   | 消費者法に関する基本的事項を理解していない。                     |
| 評価項目4 | 技術者と法(説明責任、内部告発、製造物責任等)に関する基本的事項を理解し、適切に行動することができる | 技術者と法(説明責任、内部告発、製造物責任等)に関する基本的事項を理解し、説明できる | 技術者の行動(説明責任、内部告発、製造物責任等)に関する基本的事項を理解していない。 |
| 評価項目5 | 労働法に関する基本的事項を理解し、社会生活の中に活かすことができる。                 | 労働法に関する基本的事項を理解し、説明できる。                    | 労働法に関する基本的事項を理解していない。                      |
| 評価項目6 | 経済法・会社法に関する基本的事項を理解し、社会生活の中に活かすことができる。             | 経済法・会社法に関する基本的事項を理解し、説明できる。                | 経済法・会社法に関する基本的事項を理解していない。                  |
| 評価項目7 | 社会保障制度に関する基本的事項を理解し、社会生活の中に活かすことができる。              | 社会保障制度に関する基本的事項を理解し、説明できる。                 | 社会保障制度に関する基本的事項を理解していない。                   |

### 学科の到達目標項目との関係

準学士課程(本科1~5年)学習教育目標(1)

### 教育方法等

|           |   |
|-----------|---|
| 概要        | 将来、技術者として働くことを念頭に、契約や事故、犯罪、家族関係、労働等の社会一般の出来事について知識を得るとともに、法律の基本的な概念・原則を学習していく。併せて、実際にトラブルが起こったときに対処できる知恵や行動力を身に付けたい。  |
| 授業の進め方・方法 | 教科書を用いて、講義形式の授業を行う。穴埋めプリントを配布するので、記入しながら講義は進行していく。必要に応じて、視聴覚教材の使用やグループワーク等を行う。自己学習を促し、考察を深めるためにレポートの作成・提出を求める。  |
| 注意点       | 関連科目: 地理、歴史Ⅰ・Ⅱ、政治経済、社会科学特論、技術者倫理(専)、地域と文化(専)<br>学習指針: 受講者が将来、技術者として、社会人として生活していくことを念頭におく<br>法律条文の暗記よりも、制度の趣旨や歴史的背景の理解に重点をおく<br>実際にトラブルが起こったときにどうするべきか、行動規範の理解に重点をおく<br>自己学習: 授業時間以外でも予習・復習を行うこと。<br>学習目的を達成するために、課題やレポート提出を求める。 |

### 学修単位の履修上の注意

### 授業計画

|      | 週   | 授業内容      | 週ごとの到達目標                    |
|------|-----|-----------|-----------------------------|
| 後期   | 1週  | ガイダンス     | 講義の目的・概要を理解し、説明できる。         |
|      | 2週  | 成年と未成年の違い | 成年と未成年の法律的な立場の違いを理解し、説明できる。 |
|      | 3週  | 民事法(1)    | 契約法の基礎知識を理解し、説明できる。         |
|      | 4週  | 消費者法      | 消費者法の基礎知識を理解し、説明できる。        |
|      | 5週  | 企業活動と法    | 会社法の基礎知識を理解し、説明できる。         |
|      | 6週  | 労働法       | 労働法の基礎知識を理解し、説明できる。         |
|      | 7週  | 家族法       | 家族法の基礎知識を理解し、説明できる。         |
|      | 8週  | 刑事法(1)    | 刑事制度と刑事法の基礎知識を理解し、説明できる。    |
| 4thQ | 9週  | 刑事法(2)    | 裁判制度の基礎知識を理解し、説明できる。        |
|      | 10週 | 社会保障と法    | 社会保障制度の基礎知識を理解し、説明できる。      |
|      | 11週 | 民事法(2)    | 不法行為法の基礎知識を理解し、説明できる。       |
|      | 12週 | 年金と相続     | 年金・相続法の基礎知識を理解し、説明できる。      |

|  |  |     |           |  |
|--|--|-----|-----------|--|
|  |  | 13週 | 企業活動と法（2） | 企業の社会的責任、独占禁止法、公益通報者保護法、製造物責任法の基礎知識を理解し、説明できる。 |
|  |  | 14週 | 企業活動と法（3） | 国際貿易に関するルール（WTOルール）基礎知識を理解し、説明できる。             |
|  |  | 15週 | 期末試験      | 授業内容を理解し、試験問題に対して正しく解答することができる。                |
|  |  | 16週 | 試験返却・解答   | 試験問題を見直し、理解が不十分な点を解消できる。                       |

### モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

| 分類    | 分野      | 学習内容                            | 学習内容の到達目標   | 到達レベル | 授業週                        |
|-------|---------|---------------------------------|---|-------|----------------------------|
| 基礎的能力 | 人文・社会科学 | 公民的分野<br>社会                     | 人間の生涯における青年期の意義と自己形成の課題を理解し、これまでの哲学者や先人の考え方を手掛かりにして、自己の生き方および他者と共に生きていくことの重要性について考察できる。                       | 3     | 前2,前14                     |
|       |         |                                 | 自分が主体的に参画していく社会について、基本的人権や民主主義などの基本原理を理解し、基礎的な政治・法・経済のしくみを説明できる。  | 3     | 前2,前14                     |
|       |         | 現代社会の考察                         | 現代社会の特質や課題に関する適切な主題を設定させ、資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について人文・社会科学の観点から展望できる。 | 3     | 前14                        |
|       | 工学基礎    | 技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史 | 説明責任、製造物責任、リスクマネジメントなど、技術者の行動に関する基本的な責任事項を説明できる。  | 3     | 前10,前11,前12                |
|       |         |                                 | 現代社会の具体的な諸問題を題材に、自ら専門とする工学分野に関連させ、技術者倫理觀に基づいて、取るべきふさわしい行動を説明できる。  | 3     | 前10,前11,前12                |
|       |         |                                 | 情報技術の進展が社会に及ぼす影響、個人情報保護法、著作権などの法律について説明できる。   | 3     | 前5                         |
|       |         |                                 | 高度情報通信ネットワーク社会の中核にある情報通信技術と倫理との関わりを説明できる。   | 3     | 前5                         |
|       |         |                                 | 知的財産の社会的意義や重要性の観点から、知的財産に関する基本的な事項を説明できる。   | 3     | 前13                        |
|       |         |                                 | 知的財産の獲得などで必要な新規アイデアを生み出す技法などについて説明できる。  | 3     | 前13                        |
|       |         |                                 | 技術者の社会的責任、社会規範や法令を守ること、企業内の法令順守(コンプライアンス)の重要性について説明できる。   | 3     | 前2,前3,前4,前5,前6,前10,前11,前12 |
|       |         |                                 | 技術者を目指す者として、諸外国の文化・慣習などを尊重し、それぞれの国や地域に適用される関係法令を守ることの重要性を把握している。  | 3     | 前2,前3,前4,前5,前6,前10,前11,前12 |

### 評価割合

|        |      |        |     |
|--------|------|--------|-----|
|        | 定期試験 | 課題レポート | 合計  |
| 総合評価割合 | 80   | 20     | 100 |
| 基礎的能力  | 80   | 20     | 100 |